

山梨県公報

号外第五十二号

平成二十九年

十月十六日

月 曜 日

目 次

選挙管理委員会

○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一

○県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一

○県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第五十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成二十九年十月十六日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 中 込 ま さ 彥

一四、〇四八

山梨県選挙管理委員会告示第五十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十九年十月十六日

一八三、七二六

山梨県選挙管理委員会

委員 長 中 込 ま さ 彥

山梨県選挙管理委員会告示第五十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十九年十月十六日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 中 込 ま さ 彥

選挙区名

三分の一の数

西八代郡

四、六三九

南巨摩郡

一〇、九〇三

中巨摩郡

五、一〇五

南都留郡

一一、八三一

甲府市

五二、五〇六

富士吉田市

一三、九五九

都留市・西桂町

九、九一七

山梨市

一〇、〇七六

大月市

七、四二三

韮崎市

八、四四二

南アルプス市

一九、七五一

北杜市

一三、七五三

甲斐市

二〇、四六一

笛吹市

一九、五四一

上野原市・北都留郡

七、三七四

甲州市

九、二四四

中央市

八、一九七

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番